



《会計・税務の知識》 住民税の発生と計上時期など

はじめに

この時期、住民税の年度更新が行われ、6月分を7月10日に納める手続きが発生しています。今回、各人で納める「普通徴収」は割愛して、会社が従業員の給与から住民税を天引きする「特別徴収」における会計上の時期と取扱等について記載します。

1. 住民税は前年の所得に基づいて計算される。

ご存知の通り、住民税は、前年の所得に応じた額を当年(給与からの徴収は6月～翌年5月まで。市区町村への納税は徴収月翌月10日まで。)に支払います。法人は、従業員・役員の1月～12月の給与を給与支払報告書で翌年1月末までに市区町村へ報告します。市区町村は納税額を決定し、決定通知書と納付書を会社へ送付します。受領した法人において、従業員等に支払う給料から住民税を天引きします。

新入社員や中途入社の方で、普通徴収から特別徴収に切り替える場合には市区町村へ「特別徴収の切り替え申請書」を提出して納付書を取得して会社が給与から天引きをします。この時、対象の市区町村への切替手続きと天引きの時期に注意が必要です。

2. 『月分』の表現と納付時期

当月の給与に関する計上は、会計上では、当月の費用として認識します。例えば、6月分の給与は、支払い時期がいつになろうが6月の費用になります。一方で、住民税で言う「当月」には注意が必要です。例えば、「6月分」という表現は、7月10日納付期限の住民税を指します。

よって、給与を月末締め翌月末支払いとしている会社は、5月分の給与を6月末に支払う事になります。この場合、6月末支払いの振込給与から住民税を天引きして、7月10日期限でその住民税を納付する。と言う事になります。(会社によっては立替払い(先払い)しているところもあるようです)

しかし、これは、会計上の観点からは、5月分の給与から、7月10日期限の住民税を天引きする。と言う事になり、住民税で言う「6月分を7月10日までに納付する」という表現とズレる事になります。この違いによって、預り住民税の計上がズ

レて悩んでる方は少なからずいらっしゃるのでは無いでしょうか？

3. 課税標準の変更による計上時期

従業員が確定申告等により、住民税の課税標準が変更となり、6月に納付書の変更分が届く事があります。

この場合は、既に届いている納付書では、7月10日期限の納付書が付いていますが、新たに変更になった納付書には、8月10日期限の分(7月分の住民税)から始まっている事があります。これは、『7月10日期限分を支払わなくてよい』と言う事ではなく、『7月10日期限分は、変更前の納付書を使用してください』と言う事で、『8月10日期限分からは新しい納付書を使用してください』と言う事になります。

変更のタイミングの関係で、7月10日納付分に修正が間に合わない為です。これは、年の途中でも発生する可能性があります。この場合、的確に変更事項を捉えると共に納付額を確認しないと、会計上の計上がズレてしまう可能性がありますので注意が必要です。

4. 従業員の退職の時期と計上

従業員が退職する際にも注意が必要です。特別徴収から普通徴収への切替が必要ですが、退職時期が1月1日～4月30日の時には、住民税を一括して最後の給与から天引きします。つまり、1～2ヶ月先の分まで天引きしておく事になります。

『会計上は預り住民税が1～2ヶ月先まで解消しない』事になります。また、天引きし忘れると退職者に請求する必要も出て来ます。

おわりに

住民税は、今や特別徴収を徹底する国の方針で、どちらが普通でどちらが特別か分からなくなってきました。同じように、源泉所得税や社会保険料の計上や納付のタイミング等も基準がそれぞれあるので、非常に悩ましい問題ですね。

(担当：池田)